

## 序議付議事案書

開催・令和7年10月22日

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子
件 名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則		
部課機関			
1. 要旨	<p>「児童福祉法」及び厚生労働省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に一部改正があったことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第14条中の「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改正する。</li> <li>・利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の規定に、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の基準と整合性を保つことができる。</p>		
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	総務課において審査済み		
3. 留意事項(問題点等)			
4. 主管部処理案(検討結果等)	令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい		
5. 審議結果	決定		

注：定例序議の場合は、木曜日の正午までに提出。